

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 7 回 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成24年10月31日（水曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 14 時 30 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		荒木、関藤、清水、渡邊、堀、山口、柴田、窪之内				事務局	中嶋事務局長
		議長					菊井次長
		委員外～井上					村井主任主事
欠席委員		なし					
説明員					議 件		別紙のとおり
議 事 の 概 要	次の事項について事務局から説明を受け、質疑を行い、確認済みとした。						
	1. 議長公選制の導入について						
	2. その他について						
	なし。						
	3. 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することとした。						
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 議会改革特別委員長 荒 木 文 一 ㊞						

第7回 議会改革特別委員会

H24. 10. 31(水) 13:30～
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 議長公選制の導入について

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第7回 議会改革特別委員会

H24. 10. 31(水) 13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長挨拶（委員動静）

委 員 長

委員動静につきましては、関藤副委員長、渡邊龍之委員が遅刻。議長に出席していただいております。委員外議員として、井上議員の出席を許可しております。

委 員 長

1. 議長公選制の導入について

議長公選制の導入ということで、局長を中心に事務局で調べていただきましたが、実際に行われていること、公職選挙法の関係などを一通り説明させていただきました。質疑を受けて、それをもとに滝川市議会として、どうするかという試案をまとめさせていただき、次回の委員会に向けて議論を進めていくということになるかと思います。まず、各党派等から前向きに議論することによっていかどうかを確認させていただきます。市民クラブ。

柴 田

大いに議論していただきたい。

委 員 長

新政会。

山 口

同じです。

委 員 長

公明党。

堀

同じです。

委 員 長

清水委員。

清 水

同じです。

委 員 長

確認がとれましたので、これから説明をしてもらいますが、あくまでも議論をしてまとまるように公平、公明、公正に進めたいと思います。説明をお願いします。

中嶋事務局長

（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長

説明が終わりました。まず質疑をお受けしますが、幾つかポイントになることを整理しておきます。先ほどから何度も説明しておりますが、公に立候補制というのはとれない。それでは、どのような法に触れない案があるのかというのが一つ。今度は改選後の議会日程、党派同士の代表者会議の日程も含めて、大きく変わります。いろいろなやり方があると思いますが、内規あるいは要綱を整備した中で行うのか、それをあえて整備しないでするのかということがあります。内規や要綱をつくるとこれに沿って進めなければならなくなり、逆に足かせとなってしまうこともあります。今問題意識として持っているのは、一番困るのは何度選挙をやっても誰にも決まらない、そういうことがあってはならないと思っています。そういうことも含みおき願い、いろいろ質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

清 水

根拠になる法令が何かということをお伺いしますが、資料1ページで選挙の方法として、地方自治法は投票、指名推薦の二通りを規定しているとあり、また議会での選挙と公職選挙法の関連はということで、公選法の規定が準用されると書いてありますが、公選法の規定が準用されるということは法のどこに書いてあるのでしょうか。恐らく栗山町などは公選法の規定を準用しないやり方で行っているわけです。公開したり、立候補制としたり、そういうことをしている

のは、公選法の規定が準用されるということではないやり方が例外として行われているのですが、どうしてもこの公選法に準用したやり方でないとだめだという根拠は何なのか伺います。

中嶋事務局長

選挙自体は公選法に準じてどこの自治体も行っています。していないのは立候補制や所信表明で、それを規定しているだけなのです。選挙自体は公選法に準じて行うというのは、地方自治法の第118条に規定されています。選挙自体を条例などで定めるということはあり得ません。先ほどの説明で公開しているところなどは、余りにも透明性を重視して、地方自治法に規定されていないことを行っているわけです。例えば、議会基本条例でうたっているところもあると思いますが、地方自治法を無視して行っていると思われます。地方自治法では立候補制を公選法と照らし合わせて認めていないわけですから、あくまでも会派なりで調整しなさいということを言っているわけです。そうでなければ、選挙が成り立たない。いつまでたっても法定の得票数に届かないという場面が出てきます。極端なことを言えば、何回やっても18人ばらばらの1票ずつが入るということでは、それでは前に進んでいかない。そのため調整も必要です。ある程度識見のある方や統率力のある方を何らかの形で選んで、会派も分かれているので、何人か出たときに、投票して全てが有効であれば、法定得票の5票以上の方が当選人となります。どうしても所信表明をしなければ人物像がわからないということであれば、内規や申し合わせ、あるいは要綱など、地方自治法の規定外のものをその自治体の議会が決めるだけの話です。地方自治法では、立候補制をとってはいけないと言っているわけです。それは公選法の規定にないからということです。そういう法にのっとって、それ以外のものを自治体の独自の考えで決められるとしても、それで罰せられるものはないということです。

委員長
柴田

ほかに質疑はありますか。

局長のほうから説明を受けてそれが全てだと思いますが、正副議長を選任するに当たっての方法としては、立候補という形ではできない。さらに、公選法の適用になるということで、基本的にはそれに基づいて、立候補によるものとして、実施すべきだという議会の意思があった場合においては、例えば、全員協議会を本会議の前に事前に開いて、そこで立候補者が所信表明を行って、それを聞いた上で議員が本会議に臨んで議長の単記無記名投票を行うという形をとるのか、あるいはまた違った形を必要と認めるのであれば、そういう手続を踏んだ上で、本会議で決定していくということなのだと思います。そういう手続を先ほど休憩でと言われていましたが、そういうやり方は余りなじまないと思いますが、例えば、議長を選ぶ本会議の前日あるいは、前段に全員協議会を開いて、非公式に立候補者から所信表明をしてもらったりしている議会があると。それを取り決めとするのか、あるいはそこまでのものにしないで、会派間の申し合わせで行っていくのかといったところが今までの現状だという理解でよいか伺います。

中嶋事務局長

三笠市が要綱などつukらないというのは、どのようになるかわからないので、とりあえずしてみようということだったと聞いています。手順的には先ほど言ったように本会議を休憩して、所信表明を行い、本会議を再開して、選挙を行ったということですが、柴田委員が言われるように前段全員協議会を開催して、そこで所信表明を行って、立候補する方も固めて、18人全員が被選挙人ですか

ら、ある程度立候補する方を固めたほうが、18 票ばらばらということはないと思います。会派の意向や正副議長にふさわしい人に対するそれぞれの思いもあるでしょうから、非公式な場で行うということが前提で、後は公的に粛々と選挙を行い、当選人を決定していく。議長が決まれば、副議長の選挙を議長の進行において行うということになります。

柴 田

そういうことだとすれば、議長公選制自体を滝川市議会の今後の議会のあり方というものにきちんと位置づけていくためには当然明記すべき条文があつて、それに基づいて今後行っていくということを決めなければいけない。そういうことではなく、今構成されている市議会で次期の議長選挙に向けて、あるべき姿を提案して、一度行ってみて、その後の運営については次期の議会にお任せして、そこまでの条文をまとめなくてもよいのではないかという考え方もできると思う。参考までに議長公選制の提案をされている委員長にこういう制度をもし導入した場合に恒久的なものにしていくのか、あるいは来期の議長選を通った上でまた新たに判断していただくべきものなのかというところの判断があるのか伺います。

委 員 長

まずその前段に地方自治法を逸脱するような考えは一切ありません。何も決まらないでどんどんいくということが最悪なことだと認識していますので、そのために要綱を定めたほうがよいのか、あるいは申し合わせ程度にしておくか、判断しかねている部分があります。そのことも含めて、次回にたたき台の案を出させていただき、そこで議論をいただこうと思います。反対に内規的なものをつくったほうがよいのか考えを伺えればと思います。

議 長

委員長から何がよいかは判断がつかないということですが、公選制というものを皆さんで協議をしようという段階から、昨年の4月の段階で、相当、立候補制、所信表明といった新しいスタイルが出てきて、我々が協議をしなければならない選択肢がふえたということで、ご検討いただきたいと思います。所信表明、立候補制をとらない選挙であれば、いわゆる地方自治法上にのっとり、通例の指名推薦か選挙かという2つの選択で今までどおりのやり方でできますので、特に何も決めることはない。所信表明や立候補制をとる場合には、新たなルールづくりをしなければならない。委員会の中でどちらを選ぶか、あるいは別の選択があるのかそれを決めていただくことによって、我々が何を整理しなくてはならないかが決まっていくと考えています。

委 員 長

ポイントがはっきりしてきたのですが、あくまでも意見を伺えればよいのですが、立候補制にかわるものを問いつつ、その人の考えを非公式で伺う機会が必要なのか、あるいはそうではないものにするのかということによって大きくたたき台の案も変わってきます。会派協議も経ていないので、委員個人の意見でよいのですが、そのことを伺っておきたいと思います。

渡 邊

公選制という部分は、私が議員になる前から議会の見方は一般市民として見た感覚と全然違うと思うのです。議会とは何をするのか、議長公選制導入について、開かれた議会ということをこの委員会でもうたっているわけで、当然導入すべき事項だと思っています。その中で立候補制、所信演説というテクニク的な部分を行っていくのだと思うのですが、やはり市民にわかりやすいものにしていくという第一前提条件、その部分を強調した中でこの導入という話を進めていくべきかと思っています。

委 員 長

要するにそういう立候補にかわるもの、議員内だけでも所信表明的なものにか

わるものということによろしいですか。それを公にするということになると、先ほど言ったように法を逸脱するということになるので、そういう場が必要だということによろしいですか。

渡 邊

そうです。委員長が言ったとおりそういう場をということですよ。演説会をするときでも休憩中という説明があったのですが、本会議中であれば一般市民も当然傍聴に来ているということも考えられますがいかがですか。そこでは出てもらうことになるのですか。

委 員 長

若干休憩します。

休 憩 14 : 12

再 開 14 : 27

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開します。そのほかに質疑はありますか。

窪 之 内

選挙になるということになったら、そのためのいろんな規定などをつくることになると思うのですが、先ほどの説明で立会人は会派から1人という話をされましたが、これはこれから決めるということではなくて、そういうことになっているということなのか伺います。

中嶋事務局長

市議会要覧の中の選挙のページをごらんいただきたいと思います。会議規則の選挙の部分で第30条に関連して、先例として開票立会人は3名とし、おおむね各会派から1人ずつ議長が指名するということになります。この議長は臨時議長ということになります。

委 員 長

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

委 員 長

なければ、次回、きょうの質疑や意見を勘案した上で、改正後の日程もあわせて提案をさせていただきます。そこで議論をして進めたいと思います。

2. その他について

委 員 長

委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委 員 長

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

素案ができ次第、正副委員長に日程を一任いただき、できれば事前に机上に配付をした上で進めたいと思いますがよろしいですか。

(よしの声あり)

委 員 長

以上で第7回議会改革特別委員会を閉会します。

閉 会 14 : 30